

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十七 （略）</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>十九〜二十三 （略）</p> <p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四の十 （略）</p> <p>十四の十一 ジメチル―ニ―ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）</p> <p>十四の十二・十四の十三</p> <p>十五〜四十 （略）</p> <p>（作業環境測定を行うべき作業場）</p> <p>第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のと</p>	<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十七 （略）</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、13の2、15若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2、15若しくは19の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>十九〜二十三 （略）</p> <p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四の十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四の十一・十四の十二 （略）</p> <p>十五〜四十 （略）</p> <p>（作業環境測定を行うべき作業場）</p> <p>第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のと</p>

おりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場(同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定め

おりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場(同号3の3、13の2、15若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2、15若しくは19の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、13の2、15若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2、15若しくは19の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。)を試験研究のため製造し、

るものを除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉍石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二から第十五号の四までに掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二から第十五号の四までに係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇十五の二 (略)

十五の三 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)

十五の四 ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)

十五の五〇二十四 (略)

別表第三 特定化学物質等(第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉍石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇十五の二 (略)

(新設)

(新設)

十五の三〇二十四 (略)

別表第三 特定化学物質等(第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

1	11	(略)
11	2	クロロホルム
12	18	(略)
18	2	四塩化炭素
18	3	一・四―ジオキサン
18	4	一・二―ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)
19	19	の2 (略)
19	3	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
19	4	ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト (別名D D V P)
19	5	(略)
20	22	(略)
22	2	スチレン
22	3	一・一・二・二―テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
22	4	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)
22	5	トリクロロエチレン
23	33	(略)
33	2	メチルイソブチルケトン
34	37	(略)
三		(略)

別表第六の二 有機溶剤 (第六条、第二十一条、第二十二条関係)

一	十三	(略)
十四		削除
十五	二十二	(略)
二十三		削除
二十四	二十五	(略)
二十六	及び二十七	削除

1	11	(略)
12	18	(略)
19	19	の2 (略)
19	3	(新設)
19	4	(新設)
20	22	(略)
22	2	(新設)
22	3	(新設)
23	33	(略)
34	37	(略)
三		(略)

別表第六の二 有機溶剤 (第六条、第二十一条、第二十二条関係)

一	十三	(略)
十四		クロロホルム
十五	二十二	(略)
二十三		四塩化炭素
二十四	二十五	(略)
二十六		一・四―ジオキサン
二十七		一・二―ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)

二十八 (略)
二十九 削除
三十 (略)
三十一から三十三まで 削除

三十四・三十五 (略)
三十六 削除
三十七～四十二 (略)
四十三 削除
四十四～五十五 (略)

二十八 (略)
二十九 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)
三十 (略)
三十一 スチレン
三十二 一・一・二・二―テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)
三十三 テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)
三十四・三十五 (略)
三十六 トリクロルエチレン
三十七～四十二 (略)
四十三 メチルイソブチルケトン
四十四～五十五 (略)